

【特別規則】

2025

HARUNA CUP KART RACE

SLカートミーティング榛名シリーズ

REGULATION

【 草 案 】



公 示

本大会は、FIA国際モータースポーツ競技規則、国際カート規則ならびにそれに準拠したJAF国内競技規則、JAF国内カート競技規則とその付則及びSL本規則ならび本大会特別規則書に従って開催される。

第1章 総則

第1条 競技会の名称	2025 HARUNA CUP カートレース ・ 2025 SLカートミーティング榛名シリーズ
第2条 競技種目	第I種競技車両 及びリブレ車両によるスプリントレース
第3条 競技会の格式	クローズド競技会・イベント競技
第4条 開催場所	榛名モータースポーツランド （ 900m ）
第5条 オーガナイザー の名称と住所	（有）榛名モータースポーツランド （ HMSL ） 〒370-3502 群馬県北群馬郡榛東村山子田2205
第6条 競技会競技役員	別紙特別規則書参照 （公式プログラムに記す）
第7条 競技クラス区分	別紙特別規則書参照

第2章 競技会参加申し込み

第8条 参加資格

- 1) クローズドクラスは、JAF発給の期限有効なカートドライバーライセンス、または期日の有効な SLOメンバーズカードもしくは、主催クラブまたは団体の会員証（当コース発行ライセンス）をもって競技ライセンスに代用することができる。
※ SL認定（YAMAHA）クラスは、期日の有効な SLOメンバーズカード・2025年SLメンバーズブック・有効なSLO安全協会の登録証を所持していること。
- 2) 満18歳未満の者が参加出場する場合（ピットクルー含む）には 親権者 又は保護者の出場承諾書を オーガナイザーに提出しなければならない。
- 3) 参加申し込み受付期日は、競技会開催7日前までに行うこと。（所定の用紙によるFAX申し込みも可）
申し込みに必要な書類は、参加申込書 く 競技会参加に関する誓約書・車両申告書・自己加入保険書に必ず記載のことく
- 4) 出場するレースの保険は各自にて加入すること。ドライバー・ピット員・同行者は SLO保険・スポーツ安全保険等のレースで有効な保険に必ず入っていること。また、健康保険証を携帯すること。
※ SLO安全協会加入区分Bの加入者は、1,000万円以上の有効な保険に加入していなければならない。
ピットクルーは、500万円以上のレースで有効な保険に加入していなければならない。

第9条 参加定員、参加受付台数

- 1) 各クラス45 台まで。
- 2) 受付締切り時の台数が 2台以内の場合には不成立となる。原則としてはレースを行なわれない。
- 3) クラスの参加台数が 8台に満たない場合は、他クラスと混走レースの開催となる場合がある。
但し、この場合の賞典についてはクラス別とする。

第10条 参加料 （トランスポンダーレンタル料含む）

シニアMAX ・ ジュニアMAX ・ MAXマスターズ	¥14,000	（ピットクルー各1名の登録料・消費税含む）
ヤマハSS ・ ヤマハスーパーSS	¥14,000	（ 同上 ）
ヤマハカデットオープン	¥13,000	（ 同上 ）
MAXライト ・ MAX D2	¥14,000	（ 同上 ）
オープン ・ ヤマハSSジュニア	¥14,000	（ 同上 ）
コマー60 & フレッシュマンOPEN	¥12,000	（ 同上 ）

ピットクルー登録は、2名までとする。

2名の場合は別途、消費税含む ¥1,000 追加となる。

※ 自動計測装置の持込

マイトランスポンダー ¥1,000 割引となる。

※ 通常締め切り日時以降からの受付は可能ですが、

延滞遅延手数料 ¥2,000 が必要となる。

※ FAXエントリーで参加受理後の取り消しにも、エントリー料が必要となります。

第 11 条 シャシー及びエンジン登録

競技に使用するシャシー、エンジンは車両申告書に登録済みのものとし、エンジン2基、シャシー1台とする。
但し、ヤマハカデットオープン、ヤマハSSジュニア、ヤマハSS、ヤマハスーパーSSは1基とする。

第 12 条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
その結果として、ホームページにエントリーリストを掲載することとする。
 - 2) 参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。
 - 3) 参加を受理された後、参加を取り消す申込者には、参加料は返還されない。また、FAX 及び E-mailの申込者も同様とする。この場合、参加料は後日請求される。
- ※ いかなる場合もレース開催日の7日以前にエントリーを済ませること。

第3章 参加車両規定

第 13 条 エンジン、キャブレター、インレットサイレンサー、マフラー、クラッチ規定

- 1) エンジン規定は、別表 (P.9) を参照。スベアエンジン (2名以内の重複登録を認める) は1基まで。
SLクラスは、SL車両規定に準ずる。MAXクラスは、MAXチャレンジ規定に準ずる。
※ ヤマハカデットオープン、ヤマハSSジュニア、ヤマハSS、ヤマハスーパーSS はスベア無しとし、公式車両検査時登録のものに限る。このクラスの登録したエンジンが、故障破損等により技術委員長が走行不可能と判断した場合に限り、1回だけエンジンの交換が認められる。故障破損したエンジンも再車検の対象となる。
交換する場合は、車検長立ち会いの下で追加の登録が認められる。
交換後のヒートのグリッドポジションは、最後尾 (複数名の場合、最も遅く申告した者を最後尾) とする。
- 2) キャブレター規定は、メーカー指定の純正品、改造不可。別表 (P.10) を参照。
- 3) インレットサイレンサー (吸気消音器) 規定
SLヤマハエンジンクラスは、ヤマハ純正吸気消音器 (7YA-14410-01) のみとする。
MAXクラスは指定の純正インレットサイレンサーを取り付けること。
※ 全クラス必備とする。
以外のクラスは、CIK/FIA 公認を義務付ける。吸入口の直径は 23φmm以下とする。
コマー60クラスは 22φmm以下。改造不可。
- 4) マフラー規定
メーカー純正マフラーを使用する。改造不可。
- 5) ガソリンキャッチタンク
全クラス、ガソリントankに取り付けられているエア抜きのホースにガソリンキャッチタンクの装着を義務付ける。
容量は 150cc以上とする。
- 6) プラグ
一般市販のプラグ無改造で取り付けること。但し、ガイン部電極部以外が燃焼室内に突き出したものの使用は認められない。
尚、プラグ指定のクラスも有り。
- 7) クラッチ
クラッチハウジング・シューへのオイル・グリスの塗布は禁止とする。
- 8) 燃料
燃料は「JAF国内カート競技車両規則」に従った一般市販の無鉛ガソリン及びオイルを使用しなければならない。
予告なくこれらを検査する場合がある。エンジンオイル指定クラスは、指定オイルを使用すること。
SL認定クラスは、CIK公認オイルまたは SLO認定オイルを使用すること。
なお、添加物の使用は認められない。また、全ての燃料冷却方式は禁止される。
- 9) ラジエーター水
冬季の1月、2月は、一般市販クーラント液の使用を認める。

第 14 条 カート

本規則 第3章 第13条に規定するエンジンを搭載し「JAF 国内カート競技車両規則」第2章に合致する車両とし
SLクラスは SL 車両規定に合致する車両とし以下の規定を満たすこと。
1) ブレーキはフットペダルによって両方のリアホイールに同時かつ有効に作動しなければならない。
フロントブレーキ装着は禁止する。
ハンドブレーキは、オーガナイザーが認めた者のみ許可される。アンチロック装着は全て認めない。

- 2) 競技ナンバープレートは前後左右に必備とし、用意すること。大きさは約 21cmの角とする。字体は幅 2cmの字画で
最小高 15cmとする。
競技ナンバーは、全クラスとも黄地（または白地）に黒文字のもので取り付けなければならない。
全クラスともゼッケンに蛍光色を使用してはならない。タイヤにも、白色のペイントマーカーで記入のこと。
※ 年間通して、第1戦目のゼッケン番号を優先する。
- 3) バンパーは前後左右とも必備とし、その取り付け方法については「JAF国内カート競技車両規則」第2章第7条に従うこと。
サイドバンパーの役割は、サイドボックスにより補われるものとします。
リアゼッケンをかねたリアプロテクションの装着については、全クラス必備とする。
如何なる状況下においても、リアプロテクションはリアホイール水平面からはみ出してはならない。
- 4) チェーンガードは必備とし、幅は3cm以上あり、車両上方から見てチェーンが見えない状態であること。また、車両側方より
見てエンジン側スプロケットが見えない形状を厳守すること。フルカバertypeが望ましい。
クラッチカバーおよびSLクラッチにおいては、SLクラッチプロテクターを取付けなければなりません。
- 5) フェンダー、ホイールガード、ストーンガード及びキャブレターガード等に類するものは一切禁止とする。
但し、雨天の場合のキャブレターガード及び吸気音低減を目的としたインレットサイレンサーは、この限りではない。
- 6) 排気装置については、排気系統のいかなる部分も、車両全長および全幅より突出してはならない。
排気出口の末端は、安全な加工が施されていなければならない。排気はドライバーの後方で行われ、かつガスの排出は
地上より 45cm以下で行われなければなりません。
- 7) 競技に使用するタイヤは別表2（P.9）に示すものとし、タイヤソフナー・化学化合物等一切の貼付を禁止し、
スリック、レインタイヤともグルーピングは禁止する。各クラスのスリック、レインタイヤは1セットとし公式車両検査時
登録のものに限る。なお、レインタイヤに限り、各ヒート、使用時点でのマーキングとする。
タイヤに不慮のトラブルの場合は技術委員長承認のもとに、1本のみ交換が認められる。
- ※ 公式練習より、全クラス 公式車両検査時登録（刻印されたタイヤ）のものに限る。
- 8) フロントフェアリング及びフロントパネルは全クラス必備とする。CIK/FIA 公認フロントフェアリングの取付けを義務付ける。
※ RMC クラス・SL 認定ヤマハクラスは、CIK/FIA 公認フロントフェアリング取り付けキットを取りつけること。
（他の車両に当たった場合に脱落する部品）ワイヤーやテープ等で補強することは出来ません。
- 9) 音量規定については「JAF 国内カート競技車両規則」第23条によるものとし、78dB(A)+3dB(A) を超えるものに
ついてはタイムトライアルのみの時間に次の時間を加算し、各ヒートのペナルティは科さない。

表

音 量	タイムトライアルの時間に次時間が加算される
81.5dB 以上 82dB 未満	0.25 秒
82dB 以上 82.5dB 未満	0.5 秒
82.5dB 以上 83dB 未満	1 秒
83dB 以上 83.5dB 未満	2 秒
83.5dB 以上 84dB 未満	4 秒

84dB 以上の音量が出たドライバーはレースから除外される。

10) 自動計測装置（トランスポンダー）

参加者は、自動計測機（トランスポンダー）を取り付け、走行中に常に機能する状態を保つ責任を負う。MYラップ社製
<https://speedhiveshop.mylaps.com/> マイボンダー（個人所有型自動計測機）を各自にて 用意して装着することが
望ましい。充電は十分に行っておくこと。なお、不具合が生じた場合は、トランスポンダーを改善するか交換すること。
その機能不具合による不利益は参加者が責任を負う。
主催者貸出し用の自動計測機（トランスポンダー）1,000円を使用する場合、レース当日に車両検査場において配布を行う。
また、計測機をとめるホルダー 500円も予め用意すること。取付け位置はシート背面か、ブレーキ側のメインの
シートステーに、上下を正確に取り付けものとする。走行前に脱落しないよう随時確認すること。
万一、貸し出された自動計測装置を破損、紛失した場合、理由の如何を問わず主催者より請求される。

11) 車載カメラ

車載カメラを取り付ける場合は、ブレーキ側付近のメインフレームまたはシートステーに取り付けて、ボルトとナット等でしっかり固定すること。不備があれば取外しを命ぜられます。いかなる場合でも競技判定としての使用は認めない。

第 15 条 公式車両検査

- 1) 「JAF国内カート競技規則 競技会参加に関する規定」(車両検査の義務)に基づき車両検査が行なわれる。
この際、規則に不適合な部分がありながらも、なお技術員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中それに関する疑義が生じた場合は旗の指示、車輛の検査を受ける場合がある。
- 2) 公式車両検査の日時及び場所は公式通知にて発表する。
- 3) ドライバーは公式車両検査に立ち会わなければいけない。その際、服装に関しても「JAFカート競技会参加に関する規定」第11条に基づき、技術委員の検査を受けなければならない。また次の物は競技中携行または着用しなければならない。
ドライバーライセンス・競技用スーツ・ヘルメット・グローブ・シールド・シューズを用意すること。
公式車両検査時には期限有効な消火器を持参すること。
- 4) 「JAFカート競技会運営に関する規定」第31条、第32条に基づきレース後公式通知によって指定場所で計量が行なわれる。
車両重量を満たすためバラストを積む必要がある時には、全て固形材料を用い、直径最小 6mmの少なくとも2本のボルトとナットを用いてシャーシまたはシートに取付けなくてはならない。
- 5) SL 認定クラス・MAXチャレンジクラスは、車検時においてエンジンへの封印が施される。
シリンダーヘッド・シリンダーヘッドナットには車検の際、封印の為の穴をそれぞれ1つ施さなければならない。

第4章 競技に関する事項

第 16 条 タイムスケジュール : 公式プログラムに記す。

- ※ エンジンの始動は、朝9時以降とシタ方5時までとする。 朝9時前には始動しないこと。
- ※ エンジンの暖機は禁止とする。
エンジンスタートのチェックは、ダミーグリッド上のみ許され、時間帯は競技役員の指示で行う。
不必要な騒音を減らし、環境と周辺住民に対して敬意を払わなければならない。
- ※ ドライバースブリーフィング
大会参加選手はブリーフィングに参加することが義務であり、参加しない場合は、除外される場合がある。

第 17 条 公式練習

すべてのドライバーは定められている公式練習に参加しなければならない。但しピットアウトレススタートラインを通過する前に本コースで停止した場合も、公式練習に参加したものと認められる。

第 18 条 タイムトライアル

- 1) 全ドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合にはタイムトライアルは失格とし、予選ヒートは最後尾スタートとなる。
- 2) ベストラップが同タイムの場合は、セカンドラップを採用する。更に同タイムとなった場合もこれに準ずる(サードラップ以降のタイム)。
- 3) ノータイト(出走順またはゼッケン順)
- 4) ドライバーは、タイムトライアルとして設定された時間内であれば任意に出走し、時間内であれば途中で停止した場合も再トライすることができる。但し、ピットに戻った場合は再トライすることはできない。

第 19 条 レースの方法

- 1) レースは予選1ヒート、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。
- 2) レース成立台数は公式練習3台以上とする。

第 20 条 予選ヒート

- 1) 予選ヒートのグリッドポジションはタイムトライアルの結果による。予選ヒートの結果に基づき決勝ヒートのグリッドポジションを決定する。

- 2) オーガナイザーが決定する1ヒートのグリッド数を超える出場台数があった場合は、予選を複数グループに分けて行なう。
- 3) 2グループに分ける場合、タイムトライアルの結果で、グループ・A（奇数順位）と・B（偶数順位）により分けられる。
- 4) 周回数は、コマー60・ヤマハカデットOPを 8周、ヤマハSSジュニア・ヤマハSS ～ シニアMAXを 10周とする。

第 21 条 決勝ヒート

- 1) 予選を通過した者のみで行なう。
- 2) グリッドポジションは、予選ヒートの結果順とする。分けた場合、グループ・A をイン側・B をアウト側とする。
- 3) 周回数は、コマー60・ヤマハカデットOPを 12周
ヤマハSSジュニア・ヤマハSS ～ MAXマスタース・シニアMAXを 15周とする。
変更がある場合は公式通知にて発表する。

第 22 条 スタート

- 1) フォーメーションラップ前のウォームアップ走行がある場合は、ブリーフィングの際に示めされる。
スタート合図される前に、フォーメーションラップを行ない。
フォーメーションラップ中のドライバーは、2 列の隊列で低速走行しスタートラインへ向う。スタートライン25m手前に引かれたイエローラインを超えるまでは加速をしてはならない。
- 2) ポール、およびセカンドはフォーメーションの隊列を整える義務がある。
- 3) 隊列がスタートラインに接近する段階で(フォーメーションラップがスタートしたら)赤信号が点灯される。
- 4) 競技長は、フォーメーションが整いイエローラインを超えて、ポールポジションの選手が最初に加速を開始したと判断した場合、赤信号を消灯してスタートの合図を行う。
フォーメーションとイエローライン前での加速に問題がある場合、競技長はフォーメーションラップが更に1 周 行われることを合図するために、赤信号の灯火を続ける(消灯しない)。
- 5) フォーメーションラップ中のドライバーは、オーガナイザーが定める区間での追い越しおよび割り込みが禁止され、これに違反した者は当該ヒート失格となる。
- 6) フォーメーションラップ中、ウェービング走行は禁止され、前車との間隔を大きく開ける(概ね半車身を維持)ことは禁止される。
- 7) フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱す者がいた場合は、白/黒旗が示めされる。またはペナルティーが課される場合がある。フロントローでそれが繰り返された場合は最後尾に繰り下げられる場合がある。
- 8) フォーメーションラップ中、隊列から遅れた者が、隊列の前で待つ行為は禁止される。
- 9) フォーメーションラップ中、隊列から大きく遅れ、競技長により指示(白地に赤バッチのボード表示)された者および、フォーメーションラップ中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければならない。
- 10) フォーメーションラップ中、コースをショートカットすることは禁止される。
- 11) フォーメーションラップ中、ポールまたはセカンドのカートが停止または遅れても、フォーメーションは続行される。
その際は先頭にいる者にフォーメーションのペースを保つ義務が生じる。
- 12) スタート時、先頭のカートが 1 周 するまでにスタートラインを超えられないカートは、そのヒートに出走することができない。

スタート項目に違反した場合は ペナルティーが課せられる場合がある

＜フォーメーションラップ中およびスタート時のペナルティーの例＞

- a. スタート時のフライング
- b. フォーメーションラップ中に隊列を乱した場合、またその行為が繰り返された場合、最後尾に繰り下げ
- c. 正規のグリッドポジションからスタートしなかった場合
- d. 空席のグリッドポジションを詰めてスタートした場合
- e. コリドー（幅2mの白線内）レーンからの逸脱があった場合

第 23 条 ピットイン

ピットロードは徐行しなければならず、かつ必ずピットストップし、エンジンを停止しなければならない。
これに違反した場合はペナルティーの対象となる。

第 24 条 信号

信号に関しては「JAFカート競技会運営に関する規定」第13条に従うこと。

第 25 条 給油

給油に関しては「JAFカート競技会参加に関する規定」第19条に従うこと。

第 26 条 レース終了

レース着順 1 位の者がフィニッシュラインを通過後、2 分以内にカートが自力で同ラインを通過した者に対して、チェッカーフラッグが振られる。

先頭のカートが規定周回数を終了する以前に誤ってチェッカーの場合は、その時点をもって競技終了とする。

遅れてチェッカーの場合は、チェッカーと無関係に規定の周回数で終了したものととして順位が決定される。

尚、Wチェッカーを受けてしまったドライバーは厳重注意とするが、失格にはならない。

第 27 条 車両保管及び再車検

1) レース終了後、全車、車両保管及び再車検を行なう。

2) 車両保管の時間はレース終了後 30 分以上とし、所定の場所で行なわれる。

車両保管解除後、車両はエントラントが速やかに引き取らなければならない。

2) 技術委員長はスタートした全ての車両に対し検査を行なう権限を持ち、技術委員長より検査の指示があった場合は、エントラントもしくは その代理人が責任を持って車両の分解及び組み立てを行なわなければならない。

但し、関係役員、エントラント及びドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。

4) 本条項の検査に応じない場合は失格とする。

5) 上記条項の違反者には大会審査委員会の決定するペナルティーが科せられる。

第 28 条 ピットサイン

走行中のドライバーに対しピットクルー 1 名に限り、プラットホームからピットサインを送ることができる。

第 29 条 ピットクルー及びピット

1) ピットは指定された場所（コントロールタワーから 1 コーナーまでの黄ラインの中）を使用しなければならない。

ピット内で作業し得る者は、当レースに出場している本ドライバーとピット要員のみとし、ピット要員は指定されたゼッケンを装着しなければならない。

2) ピットクルーの行為については「JAFカート競技会参加に関する規定」第18条に基づくが、レース中における場合は、ドライバーに直接統括の責任があるものとする。ピットクルーによる規則違反は、当該ドライバーに対し黒旗の指示となることがある。

3) ピットにおいて火気及び発火物の使用は禁止。消火器の携帯を義務付ける〔4 型（内容量 1.2 kg）以上・使用期限有効な物（種類：ABC 粉末タイプ）〕。公式車両検査時には、確認するため車両と共に持参すること。

4) 燃料の容器は 20ℓ 以内の金属製の携行缶でなければならない。

第 30 条 完走

チェッカーにかかわらず、規定周回数の 1/2 以上を完走していなければならない。

第 31 条 順位の決定

1) レースの順位は次の順序により、多い順に決定される。

(1) チェッカーを受けた完走者（規定周回数の 1/2 以上を完了しチェッカーを受けた者）。

(2) チェッカーを受けない完走者（規定周回数の 1/2 以上走行したがチェッカーを受けなかった者）。

(3) 周回数に基づく不完走者（チェッカーにかかわらず、規定周回数の 1/2 以上を走行していない者）。

(4) 不出走者（当該ヒートに出走できなかった者）

(5) 失格者

上記項目で、同一周回数の場合は、その周回を先に完了（コントロールライン通過）したものを優先する。

第 32 条 抗議

1) 「JAF国内カート競技規則」に基づき書面をもって抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して、大会審査委員会に提出するものとする。

但し、フロントフェアリング規定の判定については、抗議の対象とすることはできない。

コマー-60&フレッシュマンOP・ヤマハSSジュニア・MAXライト・MAX D2・オープン の各イベントクラスは非公認クラスのため抗議を認めない。

2) 抗議提出の制限時間

- (A) 技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- (B) 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技の終了後 30分以内とする。
- (C) 競技の成績に関する抗議は、その発表後 30 以内とする。

3) 抗議料は 21,200円（消費税別）「JAF国内カート競技規則」とする。また車両等の検査費は別途とする。

第 33 条 成績決定及び賞典

- 1) 決勝ヒート順位により決定する。
- 2) 賞典はドライバーに対して行なわれる。
- 3) 内容については、1～6位にはトロフィー、または副賞。
- 4) 賞典は、決勝出場台数が少ない場合には次のように制限される。
4～6台→2位、7～11台→4位、12～15台→5位、16台以上→6位～
- 5) 賞典の対象は決勝ヒートを完走した者に限る。
- 6) 年間のシリーズポイントによりシリーズチャンピオンを決定してシリーズ表彰する。
参加台数により不成立になったクラスは、シリーズ表彰は行なわれない。ポイント表は 別表3 の通りとする。
同ポイントの場合は、最高上位入賞（優勝回数）の多い者を優先する。それでも同一となる場合は最終戦の決勝順位次を優先する。それでも同一の場合は 出場回数の多い者、なおかつ同一の場合は 上位入賞（表彰台）が多い者を優先する。

2025 HARUNA CUP POINT 規定（得点は決勝出場者に与えられる）

別表3

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	20点	18点	16点	14点	12点	10点	8点	7点	6点
順位	11位	12位	13位	14位	15位					
得点	5点	4点	3点	2点	1点					

以降は、1ポイントとなる。

ポイントは、決勝ヒート完走者（決勝ヒートの規定周回数1/2以上の走行者）のみに与えられる。

不完走者、および失格者には与えられません。

※ シリーズ順位は、全クラスとも同一クラスに全戦の60%以上の競技会に参加した場合に有効となる。

（7戦の場合は、5戦以上参加しないと与えられない。）

※ 各レースでタイムトライアル1位の者には、特別に+1ポイントが与えられる。

※ 最終戦は、各クラス決勝に 1.5倍のポイントが与えられる。

※ シリーズ順位は、有効ポイント5戦の合計において決定する。

（7戦の場合は、最大ポイントより5戦分。《 最小ポイントより2戦分は除く 》）

※ 2台以内で行った場合、ポイントは付かない。

※ 決勝ヒート終了前に大会の中止が決定した場合、予選ヒートが終了した開催クラスのみ予選ヒートの結果をレースの正式結果とし、付与ポイントの半分をシリーズポイントとする。

この場合、特別追加ポイントは有効とする。但し、予選ヒートを終えていない開催クラスは不成立とする。

2025 HARUNA CUP シリーズ賞典

1) 当該クラス

シニアMAX・ジュニアMAX・MAXマスタース・MAX D2・MAXライト・ヤマハSS・ヤマハスーパーSS・ヤマハSSジュニア・オープン・ヤマハカデットオープン・コマー&フレッシュマンオープン の各クラスとする。

シリーズ賞典対象クラスは、80%以上のレースが成立した場合とする。ただし60%以上の場合には軽減される。

出場台数が少ないクラスには、シリーズ賞が制限される。

※ 尚、詳しくは公式プログラムを参照のこと。

第 34 条 延期、中止または取り止め及び変更に関する事項

「JAFカート競技会組織に関する規定」第6条に基づき、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。イベントの全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、エントリーフィーは全額返還される。なお、エントラント及びドライバーは、これによって生ずる損失についてはオーガナイザーに抗議する権利を保有しない。さらにオーガナイザーは大会審査委員会の承認を得てイベントの内容を変更する権限も併せて保有するものとする。これに対する抗議は認められない。

第 35 条 ペナルティー（罰則）

- 1) ペナルティーには次の 5種があります。
 - a. タイムおよび得点ペナルティー
 - b. 警告
 - c. 順位降格（リザルトのポジションダウン）
 - d. ラップペナルティ
 - e. 失格
- 2) 警告はその必要ありと認められた違反に対し発せられる。
- 3) 順位降格はレーススタート時の違反、危険な行為などの場合、そのヒート終了後の順位を下げる時に適用される。
- 4) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用される。
- 5) 失格は次の反則行為に課せられる。
 - a. 違法または不当に得たアドバンテージ
 - b. 故意に自己または他人の安全をかえりみる事なく行う危険行為
 - c. 与えられたオフィシャル指示を故意に無視したとき
 - d. 与えられたフラッグサインの無視
- 6) 重量違反・国内カート競技車両規則に定める必備部品の脱落（後方ナンバープレートは除く）は、当該タイムトライアル、当該ヒート失格となる。
- 7) レース中は、コースを外れてショートカット及びイエローラインカットすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされ、ペナルティーの対象とする。
- 8) 走路審判員が反則または妨害行為とみなしたものについてはペナルティーを科する。さらに、その行為が2回以上に及ぶ時は失格とする。
- 9) ドライバーサインは次の通りとし、これを怠った者に対してはペナルティーが科せられることがある。
 - a. コース上で停止した場合のサインは、両手を頭上に高く上げること
 - b. ピットイン、ピットアウトのサインは、片手を頭上に高く上げること
 - c. ミススタート旗が示された場合は、各自片手を頭上に上げ、スピードダウンし、元のローリングポジションに戻るものとする
- 10) 大会競技中の違反に対するペナルティーは、競技長が審査委員会に諮って審査委員会により決定される。
審査委員会は、状況に応じて罰則を軽減したり強化したりすることができる。
- 11) オフィシャル指示に対する違反 暴言含む・SNS誹謗は、当該ドライバー失格。法的措置
- 12) フロントフェアリングが正しい装着状態でない場合：タイムペナルティ 5秒加算

第 36 条 コース復帰及びリタイア

- 1) 公式練習、タイムトライアル及びレース中（ローリングを含む）にコースアウト、またはコース上で停止した場合、他を妨害することなく自力で再発進できる場合のみレースに復帰できるものとする。
- 2) 公式練習、タイムトライアル及びレース中（ローリングを含む）にリタイアしたドライバーは、他を妨害することなく自分の車両を速やかに安全な場所に移動すると共に、コースオフィシャルの指示に従うこととする。そのヒートが終了するまで近くのコースポストで待機する。

第 37 条 その他 競技に関する一般事項

- 1) 公式練習を含み、チェッカーフラッグ提示と同時にピットロードを閉鎖し以降のコースインはできないこととする。
- 2) オレンジボール、黒旗の提示はコントロールライン上のフラッグタワーとし、ヒート最終周は提示しない。
走行中に吸気系または排気系のトラブルが発生した場合、直ちに安全な場所に停止しなければならない。
競技を続行することは一切認められない。これに違反した場合はペナルティーの対象となる。ヒート中の音量違反には、黒旗が提示され当該ヒートは失格とする。

- 3) 競技中において、前後いずれかの競技ナンバーが判読できない場合はオレンジ色の円形のある黒旗（番号を添えて提示）が振られる場合がある。それに該当する車両は必ず一度ピットインして競技ナンバーを取り付け直さなければならない。
- 4) レース（ヒート）周回数の60%以上が消化された場合、当該レース（ヒート）が成立とする。

第5章 その他一般事項

第 38 条 広告に関する事項

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告については、オーガナイザーは 次のものに関し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することができない。

1. 公序良俗に反するもの。
2. 政治、宗教に関係したもの。

第 39 条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品ならびにレース場の施設、機材、器具に対する損害の補償の責任を負うものとする。
計測器の破損、紛失に関しても損害請求をする。
- 2) 起こった負傷等は、保険に各自にて加入し、参加者自らが責任を負うものとする。
- 3) エントラント、ドライバー、ピット要員、同行者ならびに観客はコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が、一切の損害補償の責任を免除されていることを了承していなくてはならない。
- 3) 主催者および大会役員の業務遂行により起きたドライバー、ピット要員の死亡、負傷および車両の損害に対して、主催、後援、協力、協賛するものおよび大会役員は、一切の補償責任を負わないものとする。

第 40 条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー、ピット要員は参加申込用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第 41 条 本規則の効力、違反、解釈

本規則は参加申し込み受付と同時に効力を発する。本規則に対する違反は、大会審査委員会の決定により宣告される。本規則ならびに競技の細則に関する疑義については、事務局あてに質疑申し立てができる。この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

第 42 条 オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

- 1) 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すことなく参加者、ドライバー、ピット要員を選択あるいは拒否することができる。特に、スポーツマンシップに著しく反する行為が見られた者に対しては、拒否することがある。反社会的勢力の参加、同伴を拒否し、または競技会を失格となった場合には、主催者は当該参加者の支払済みのエントリーフィー、保険料、その他競技会において発生した全ての損害を賠償する責を負わないものとする。
- 3) 大会スポンサーの広告を参加車両に添付させることができる。
- 3) やむを得ざる理由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの氏名登録または変更について、大会審査委員会の承認のもと許可することができる。
- 4) 全ての参加者、ドライバー、ピット要員、同行者及びその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することができる。
また、取得した個人情報はエントリーリスト、プログラム、リザルト、ホームページ、インターネットを経由したリザルト情報公開、保険業務、その他へ氏名等を掲載することがある。

第 43 条 ピット及びパドックに関する一般事項

- 1) 競技車両のピット、パドックでのエンジン始動、エンジンを始動して乗車走行することは禁止とする。
- 2) パドックでのキックボード、エンジン付き乗り物等の使用を禁止する。事故は、各自にて責任を負うこと。
- 3) 喫煙は指定場所のみで行うこと。又、火気厳禁、火気（溶接機、暖房機、喫煙等）の事故は、各自にて責任を負うこと。
- 4) 走行中の飲酒、薬物使用が厳禁であることを尊重しなければならない。
- 5) テントに関しては、固定等、風対策を確実に行うこと。テントによる事故は、各自にて責任を負うこと。
- 6) 盗難、事故などについては責任を負いかねるので、各自責任をもって管理すること。
- 7) 毎週土曜・日曜の両日（レース開催日を含める）は、パドック内は駐車禁止とする。自動車は専用駐車場へ移動すること。

第 4.4 条 保険

- 1) 全てのドライバー及びピット員は、各自にてドライバー 1000万円以上、ピット要員 500万円以上のカート競技に有効な保険に加入していなければならない。
- この大会は保険が付保されていません。参加される方は、全ての事故、損害についてご自身の責任となりますので、必ずレースに有効な保険を各自にてご加入ください。

- 2) SLOカートミーティングに参加する場合、SLOスポーツ安全協会の加入が義務付けとなります。

- (A) SLO安全協会（スポーツ安全保険）について JKLA（日本カートランド協会）加盟ランドを利用する全てのカーターを対象としたSLO（一般社団法人SLOカートスポーツ機構）が推進する「スポーツ安全保険」です。
- 「スポーツ安全保険」とは財団法人スポーツ安全協会が、東京海上日動火災（株）を幹事会社とする損害保険会社10社との間に傷害保険を一括契約する補償制度です。

- (B) SLO安全協会の加入条件は、以下のいずれかの有効な資格が必要となります。いずれの資格もお持ちで無い場合は加入出来ません。 ※ 当該年度小学2年生以上が加入できます。

SLO安全協会の加入はJKLA加盟ランド。またはSLO認定ショップで加入することができます。

1. SLOメンバーズカード
2. JAFカートライセンス
3. コースライセンス（JKLA加盟ランドが発行するものに限る）

- (C) 補償の概要

C区分 死亡：2,000万円 後遺障害：3,000万円 入院：4,000円/日 通院：1,500円/日
B区分 死亡：600万円 後遺障害：900万円 入院：1,800円/日 通院：1,000円/日

注）令和2年度の一例、詳しくは、SLO安全協会ホームページにてご確認ください。

- (D) 保険期間

毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時まで。

※原則として加入申込は 毎週火曜日締切り、保険適応は当該週の土曜日午前0時からになります。

※登録項目に不備がなく受け付けが終了した場合。

※途中入会や途中脱会の場合 ⇒ 途中入会でも加入することが出来ますが保険期間の延長はありません。途中脱会の場合でも登録料の払戻は行いません。

例）1月に加入した場合でも、保険有効期間は当該年3月31日午後12時までです。

- (E) SLO安全協会登録料・更新

自動更新はありません。 注）令和6年度の一例

対 象	区分	SLO会員	SLO非会員
子供 当該年度 中学生以下	A1	1,700円	3,750円
大人 65歳以上	B	2,100円	4,150円
大人 当該年度 高校生以上～65歳以下	C	2,750円	4,800円

非会員はカード発行料含む

- (F) 加入した方へのお願い

SLO安全協会登録証は、カード(発行料550円)もしくは、スマートフォン上での表示となります。

- (G) 保険請求の流れ

もしランドでケガをしたら、ランド窓口にその詳細を直ちに報告して下さい。

※後日の報告では保険の適応を受けられないことがあります。



ランドは事故報告書を作成します。（ランドは事故報告書をSLO事務局に提出）



医療機関に受診後、医療機関の診断書等（コピー可）をランドに提出して下さい。



（ランドは診断書等をSLO事務局に提出）

SLO安全協会は認定の是非を行います。



認定された場合、保険請求用紙等が保険会社から送られます。SLOの承認印が必要となりますので必要事項を記入してSLO事務局に提出して下さい。これ以降はご本人と保険会社とのやりとりとなります。

2025 HARUNA CUP KARTRACE クラス別車両規定

クラス	エンジン（改造不可）		シャシー		タイヤ			最低重量	年齢 (当該年度)	ライセンス JAF格式クラスは ※印	エントリーフィー 保険は各自にて加入
	機種	キャブ・※リストラクター・オイル・プラグ指定	機種	リアアクスル	メーカー	ドライ	レイン				
コマー & フレッシュマンOP	Comer W60 マイカ・他	純正・改造不可	ジュニア専用	30φmm 以下	DL 各SL	SL J 各SL	W2 各SL	90kg 別途記載	5歳以上	保護者又はドライバー JAFかSLOか当 コース会員のいずれか	12,000円
ヤマハ ガットオブシ	YAMAHA KT100SEC 日本国内仕様	純正・改造不可 WB3A WB21 WB33 ※ 14.5φmm	SLO登録車両 SL規定	30φmm 以下 SL規定	DL	SL J	W2	110 Kg	小学2年生 以上	SLカデット もしくはSL-B以上 ※ クローズド	13,000円
ヤマハ SS ジュニア	YAMAHA KT100SEC 日本国内仕様	純正・改造不可 WB3A WB21 WB33 ※ 19.8φmm	一般市販	50φmm 以下	DL	SL FD	W2	135 Kg	小学4年生 ～中学生	SLカデット もしくは SL-B以上	14,000円
ヤマハ SS	YAMAHA KT100SEC 日本国内仕様	純正・改造不可 WB3A WB21 WB33 ※ 26φmm	一般市販	50φmm 以下	DL	SL22	W2	145 Kg	小学6年生 以上	SL-B 以上 ※ クローズド	14,000円
ヤマハ スーパーSS	YAMAHA KT100SEC 日本国内仕様	純正・改造不可 WB3A WB21 WB33 ※ 26φmm	一般市販	50φmm 以下	DL	SL22	W2	153 Kg	30歳 以上	SL-B 以上 ※ クローズド	14,000円
MAX ライツ	ROTAX FR125MAX	純正・改造不可 デロルトXS、QS、QD EVOは、XSのみ 排気のリストラクター 取付	一般市販	50φmm 以下	MOJO	D 1	W 5	160 Kg	11歳 以上 小学5年生 以上	SLO・JAF ・当コース会員 のいずれか	14,000円
MAX D2	ROTAX FR125MAX		一般市販	50φmm 以下	MOJO	D 2	W 5	160 Kg	11歳 以上 小学5年生 以上	SLO・JAF ・当コース会員 のいずれか	14,000円
ジュニア MAX	ROTAX Junior MAX	純正・改造不可 デロルトXS	一般市販	50φmm 以下	MOJO	D 2	W 5	145 Kg	小学5年生 ～17歳	SLO・JAF・コース 会員のいずれか ※ クローズド	14,000円
MAX マスタース	ROTAX Senior MAX	純正・改造不可 デロルトXS	一般市販	50φmm 以下	MOJO	D 2	W 5	165 Kg	25歳 以上	SLO・JAF・コース 会員のいずれか ※ クローズド	14,000円
シニア MAX	ROTAX Senior MAX	純正・改造不可 デロルトXS	一般市販	50φmm 以下	MOJO	D 5	W 5	160 Kg	13歳 以上	SLO・JAF・コース 会員のいずれか ※ クローズド	14,000円
オープン	旧型ROTAX パンサー・他	純正・改造不可 オイル・プラグ指定なし	一般市販	50φmm 以下	自由	各SL	各SL	145～ 160 Kg	12歳 以上	SLO・JAF・コース 会員のいずれか ※ クローズド	14,000円

- 全てクラスにおいて、フロントブレーキは禁止。 ハンドブレーキに関して、特別に許可した場合は使用を認めるものとする。
- レースで使用するタイヤに各自の「ゼッケンNo」を記入しておくこと。文字の色は、「白色」
- MOJOタイヤクラスは、スリックタイヤ、レインタイヤ共に指定方向のみ一使用可とする。
- YAMAHA エンジンクラスは、2025 SL 規定に準ずる。 ※ クラッチボディの外形は 81.5mm 以上とします。
- シニアMAXクラスの13歳は条件付、RMC 各ライセンス要件を要確認。

ビット2名の場合は
+1000円追加

コマー60 車両規定

1) エンジン：Comer W60エンジンのみ使用可。

- ①メーカー市販状態に限る。改造は不可。部品については純正品とする。
- ②最大気筒容量：61cc。
- ③点火系統はいかなる改造も一切禁止され、かつまた市販状態でなければならない。ただし、プラグキャップの交換は可。
イグニッション・点火系統は、新式・旧式のいずれも使用可。
- ④クラッチはコマー社製の一体型のみとし、その他の改造は一切禁止とする。
一体型を使用する場合は旧型（アスベスト製）の使用は認められない。
- ⑤スパークプラグは一般市販品。電極は1つで発火部形状はプロジェクト（突出し）タイプか、スラント（斜方）タイプのもの。
サイズはネジ部がφ14mm×長さ12.7mmのものに限定される。ガスケットの削除、追加は認められない。
- ⑥ドライブスプロケットは、コマー社製の「10 丁」～「12 丁」に限る。
- ⑦スキッシュ：ピストンが上死点の時、ピストンピン方向のどちらか片方が1.0mm以上のスキッシュエリアを確保すること。
計測は、1.6mmの鉛製ハンダを使用し、クラッチドラムナットM10をゆっくり回転させて計測する。
調整用のガスケットはメーカー指定品とする。

2) キャブレター

Comerのエンジン純正のキャブレター（ティロットソン H166、チョークレバー付き）のみとする。改造は不可。
ただし、ニードル調整ノブの取り付けは可能とする（純正品のニードルのみ可）。インナーパーツ、ポンプ、ガスケット類も純正品とする（ポンプの厚さは0.07mm又0.1mm～0.12mmのもの、ガスケットは0.5mmのもの）。
キャブレターガスケットは純正の青色のみとし、ティロットソン製・二つ穴のものは不可とする。
インレットスプリングのみ自由とする。キャブレターフランジも純正品もしくは同型の製品のみとする。

3) マフラー

Comer純正の標準タイプを使用する。スポーツマフラー、エキゾーストの使用、一切の改造は禁止する。

4) 吸気消音器

キャブレターにComer純正のフランジを取り付けてCIK/FIA公認実績のあるノイズボックスの装着を必備とする。
吸気孔の最大径は22mm以下とする。いかなる場合も公認書記載事項の変更は認められない。吸気パイプに加工、変更も禁止とする。

5) シャシー / フレーム

- ①材質28φ以下の磁気鋼管で、ホイールベース950mm(±5mm)～850mm(±5mm)のMINIカート規格、BABYカート規格として製造され、市販されているシャシー。
リアアクスル30φ及び25φで磁気に感応する材質のシャフト。但し、中空の場合の肉厚は4.9mm以上。
ブレーキは油圧式または機械式で、機械式を油圧式のものに取り替えることは可能だが、フレームパイプにブラケットなどを溶接及び加工して取り付けることは認められない。
- ②外装品とタイヤ位置規定については、前後輪ともカウル等の外装品もしくはリアバンパーの一番外端から1mm以上外に出ていること（ウェットタイヤ装着時は除く）。

6) 参加される全てのドライバーはネックガードとリブプロテクターの着用を必備とする。